

活水女子大学学則

第1章 目的及び使命

- 第1条** 本学は、キリスト教主義に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに準拠して、女子に対し高等教育を行うことを目的とする。
- 2 この目的を達成するため、生涯教育の展望に立ちつつ、国際的視野を有する広い教養と高度の専門的知識を涵養し、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人間の育成を期する。
- 3 本学の学生は、キリスト教に関する所定の授業科目を履修し、学内で行われるキリスト教教育行事に出席するものとする。
- 4 本学は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めるものとする。
- 5 前項の点検及び評価の項目並びに体制については別に定める。

第2章 学部構成

- 第2条** 本学に国際文化学部、音楽学部、健康生活学部及び看護学部を置く。その構成は、次のとおりとする。

国際文化学部：英語学科、日本文化学科

音楽学部：音楽学科

健康生活学部：食生活健康学科、生活デザイン学科、子ども学科

看護学部：看護学科

第3章 修業年限及び収容定員

- 第3条** 本学の修業年限は4年とする。ただし、在学期間は8年を超えることはできない。
- 2 3年次に編入学した者の本学の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。
- 3 前各項の規定に関わらず、在学年限を超えて在学を希望する者がいるときは、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。
- 第4条** 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりである。

学部	学科	入学定員	収容定員
国際文化学部	英語学科	40名	160名
	日本文化学科	40名	160名
音楽学部	音楽学科	35名	140名
健康生活学部	食生活健康学科	60名	240名
	生活デザイン学科	35名	140名
	子ども学科	45名	180名
看護学部	看護学科	75名	300名

第4章 学年、学期及び休業日

- 第5条** 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第6条** 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 第7条** 学年中の休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

- (3) 学院創立記念日 12月1日
- (4) 春期休業 3月18日から4月9日まで
- (5) 夏期休業 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬期休業 12月23日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず必要のある場合、学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第5章 教育課程

第8条 本学に次の授業科目を置く。

- (1) 教養教育科目
- (2) 専門教育科目
- (3) 教職に関する科目
- (4) 日本語教員養成課程に関する科目（国際文化学部）
- (5) 司書教諭に関する科目（国際文化学部、音楽学部、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科）
- (6) 図書館司書課程に関する科目（国際文化学部、音楽学部、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科）
- (7) 上級情報処理士、情報処理士に関する科目（国際文化学部）
- (8) 学校司書課程に関する科目（国際文化学部、音楽学部、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科）

第9条 本学の教育課程は、次のとおりとする。

【別表ファイル】 を参照

第6章 履修方法及び卒業

第10条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第11条 各授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、教室内における1時間の授業に対して教室外における2時間の準備を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教室内における2時間の授業に対して教室外における1時間の準備を必要とするものとし、30時間の授業をもって1単位とすることがある。
 - (2) 演習については、教室内における2時間の授業に対して教室外における1時間の準備を必要とするものとし、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、1時間の授業に対して2時間の準備を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とすることがある。
 - (3) 実験、実習及び実技の授業については、すべて実験室、実習場等で行われるものとし、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、45時間の授業をもって1単位とすることがある。
 - (4) 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める授業時間をもって1単位とする。
 - (5) 前各号の基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、第1号講義及び第2号の演習については15時間から30時間の範囲で、第3号の実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定めることができる。ただし、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して授業時間を定め、この時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。
- 3 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、15週より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第12条 本学の履修方法は次のとおりとし、国際文化学部、音楽学部、健康生活学部にあつては124単位以上、看護学部にあつては125単位以上を修得しなければならない。

1 教養教育科目

(1) 国際文化学部、音楽学部、健康生活学部にあつては28単位以上を、看護学部にあつては26単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。

(2) 教育職員免許状を得ようとする者は、日本国憲法2単位を修得すること。

2 国際文化学部専門教育科目

英語学科

(1) 外国語科目4単位、必修科目53単位、選択科目39単位以上、合計96単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。

日本文化学科

(2) 外国語科目4単位、必修科目22単位、選択科目70単位以上、合計96単位以上を修得するこ

と。その他必要事項は、別に定める。

3 音楽学部専門教育科目

音楽学科

(1) 必修科目 30 単位、選択必修科目及び選択科目 66 単位、合計 96 単位以上を修得すること。ただし、選択科目のうち 10 単位まで自由科目を充当することができる。その他必要事項は別に定める。

4 健康生活学部専門教育科目

食生活健康学科

(1) 合計 96 単位以上を修得すること。ただし、選択科目については、10 単位まで自由科目として認定する。その他必要事項は、別に定める。

生活デザイン学科

(2) 必修科目 23 単位、選択必修科目 6 単位以上、および選択科目 67 単位以上、合計 96 単位以上を修得すること。ただし、選択科目のうち 10 単位まで自由科目を充当することができる。その他必要事項は、別に定める。

子ども学科

(3) 必修科目 37 単位、選択科目 59 単位、合計 96 単位以上を修得すること。ただし、選択科目のうち 10 単位まで自由科目を充当することができる。その他必要事項は、別に定める。

5 看護学部専門教育科目

看護学科

(1) 必修科目 93 単位、選択科目 6 単位、合計 99 単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。

第 13 条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において、取得できる教育職員免許状は次のとおりである。

教育職員免許状

学 部	学 科	取得できる教育職員免許状の種類	免許科目
国際文化学部	英語学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
	日本文化学科	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語
音楽学部	音楽学科	中学校教諭一種免許状	音楽
		高等学校教諭一種免許状	音楽
健康生活学部	食生活健康学科	栄養教諭一種免許状	
	生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
	子ども学科	養護教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	

第13条の2 国際文化学部において「活水女子大学日本語教員養成課程修了証」を取得しようとする者は、所定の日本語教員養成課程に関する科目を履修し、所定の単位（26単位、うち必修科目14単位）を修得しなければならない。

第13条の3 各学科において「司書教諭課程修了証」を取得しようとする者は、所定の司書教諭に関する科目を履修し、所要の単位（10単位）を修得しなければならない。

第13条の4 削除

第13条の5 削除

第13条の6 削除

第13条の7 本学において「図書館司書資格」を取得しようとする者は、所定の科目を履修し、所要の単位（24単位以上）を修得しなければならない。

第13条の8 健康生活学部食生活健康学科の課程を修了し、所定の単位を修得した者は、栄養士となる資格、管理栄養士国家試験を受験する資格、食品衛生管理者・監視員となる資格並びに健康運動実践指導者受験資格を取得することができる。

第13条の9 健康生活学部子ども学科において保育士資格を得ようとする者は、第12条に規定する卒業の要件を充足し、かつ法令等の定めるところに基づいた本学所定の科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

第13条の10 健康生活学部子ども学科において「活水女子大学子ども英語指導者養成課程修了証」を得ようとするものは、所定の子ども英語指導者養成課程に関する科目を履修し、所定の単位（35単位）を修得しなければならない。

第13条の11 全国音楽療法士養成協議会において、音楽療法士（2種）の称号を取得しようとする者は、本学音楽学部音楽学科を卒業し、音楽療法士（2種）養成に関する規則に定められた、所定の単位を修得しなければならない。

第13条の12 削除

第13条の13 全国大学実務教育協会において、「上級情報処理士」又は「情報処理士」の称号を取得しようとする者は、本学国際文化学部を卒業し、「上級情報処理士」又は「情報処理士」取得に関する規則に定められた、所定の単位を修得しなければならない。

第13条の14 看護学部看護学科の課程を修了し、所定の単位を修得した者は、看護師国家試験を受験する資格、保健師国家試験を受験する資格を取得することができる。

第13条の15 削除

第13条の16 本学において「学校司書課程修了書」を取得しようとする者は、所定の科目を履修し、所要の単位（24単位以上）を修得しなければならない。

第14条 試験は、予め受講届を提出して、履修した授業科目に限り受けることができる。

第15条 試験の成績は、AA・A・B・C・Fをもって表し、AA・A・B・Cを合格とする。

第16条 卒業論文・制作(作品)・研究の題目及び研究計画は、卒業しようとする年度の定められた期日までに届け出なければならない。

第17条 本学を含む大学に4年以上在学（3年次に編入学した者にあつては2年以上在学）し、本章に定める履修方法により所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

第18条 前条第1項により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

国際文化学部英語学科卒業生	学士（英語）
国際文化学部日本文化学科卒業生	学士（日本文化）
音楽学部卒業生	学士（音楽）
健康生活学部食生活健康学科卒業生	学士（栄養学）
健康生活学部生活デザイン学科卒業生	学士（家政学）
健康生活学部子ども学科卒業生	学士（子ども教育学）

第7章 他の大学等における授業科目の履修等

第19条 本大学は教育上有益と認めるときは、学生が他の大学等で修得した次の単位等については、本学の授業科目により修得した単位とみなすことができる。

- (1) 他大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位
- (2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が大学教育に相当する水準を有すると認めた教育施設等における学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修

2 前項の規定により修得したものとみなし与えることができる単位数は60単位を超えないものとする。

3 学生が外国の大学に留学する場合には、前2項の規定を準用する。

第19条の2 本大学は教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に修得した次の単位等（科目等履修生により修得した単位を含む）については、入学後に本学の授業科目により修得した単位とみなすことができる。

- (1) 大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位
- (2) 学生が本学入学前に行った第19条第1項第2号に規定する学修で、本学が大学における授業科目の履修とみなした学修

2 前項の規定により修得したものとみなし、与えることができる単位数は編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条において修得した単位と合わせて60単位を超えないものとする。

第8章 留学

第20条 学生は学長の承認をうけて在学中、外国の大学に留学し学修することができる。

2 前項の留学の取扱いについては、別に定める。

第9章 入学、編入学、休学、転学、退学、復学、除籍及び転学部・転学科

第21条 入学の時期は学年の初めとする。

第22条 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第23条 入学志願者は、次の各号の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 卒業証明書、卒業見込証明書又は資格証明書のうち一つ
- (3) 調査書
- (4) 健康診断書（ただし、前年度高等学校卒業者及び本年度高等学校卒業見込みの者を除く。）

第24条 本学の3年次に編入学できる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者（大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者）。
 - (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者。
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者。
 - (4) その他本学において、相当の年齢に達し短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

3 3年次編入学志願者は、次の書類に検定料と写真を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 編入学志願書
- (2) 卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書
- (3) 学業成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他必要書類

第25条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

第26条 入学を許可された者は、誓約書、保証人連署の保証書及び本学所定の書類に、入学金その他指定された納入金を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 保証人は、学生の在学中における一切の責任を負うものとする。

第27条 保証人の住所等に異動を生じたときは、直ちに届けなければならない。

第28条 病気その他やむを得ない理由で引き続き3カ月以上修学ができないときは、保証人連署の上、その理由を記して、休学を願出することができる。

2 休学期間は、原則として1年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、更に休学を願出することができる。

3 休学期間は在学年数に算入しない。

第29条 休学中の者が復学を希望するときは、その理由を記して保証人連署の上、願出しなければならない。

第30条 他の大学に転学を志願する者がいるときは、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。

第31条 本学を退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署の上、願出なければならない。

2 前項による退学の願出があるときは、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。

第32条 第31条により退学した者又は第33条2号若しくは3号により除籍された者が再入学を希望するときは、学長は教授会の議を経て、相当年次に再入学を許可することができる。

2 再入学を許可された者の既修得授業科目及び単位の認定は原則として認める。

3 再入学に関する必要な事項は別にこれを定める。

第33条 次の各号の一つに該当する者について、学長は教授会の議を経て、除籍することがある。

- (1) 第3条に規定する在学年限を超えたとき。
- (2) 学費の納付を怠り、かつ督促を受けても納入しないとき。
- (3) 第29条に規定する復学の手続きをしないとき。
- (4) その他除籍が必要と認められたとき。

2 除籍に関する細則は別にこれを定める。

第 33 条の 2 本学に入学した者で他の学科に志願する者がある時は選考の上、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。ただし、転学部・転学科を許可するのは1回限りとする。

2 転学部・転学科に関する必要な事項は別にこれを定める。

第 10 章 学費

第 34 条 入学志願者は、検定料 30,000 円を納入しなければならない。

第 35 条 入学（編入学を含む）を許可された者は、入学金として 250,000 円を納入しなければならない。

第 36 条 授業料は次のとおりとする。（年額）

国際文化学部	第一年次	620,000 円
音楽学部		
音楽学科演奏表現コース	第一年次	950,000 円
音楽学科音楽文化コース	第一年次	650,000 円
健康生活学部		
食生活健康学科	第一年次	650,000 円
生活デザイン学科	第一年次	620,000 円
子ども学科	第一年次	620,000 円
看護学部		
看護学科	第一年次	950,000 円

2 3年次に編入学した者は、当該相当年次に在学する学生の授業料とする。

3 授業料は毎学期初めに指定された期日までに納入しなければならない。ただし、学年初めに全額納入してもさしつかえない。

4 本学院職員及び教会牧師の子女は授業料のうち一定額を免除する。

第 37 条 施設設備費は次のとおりとする。（年額）

国際文化学部	第一年次	330,000 円
音楽学部		
音楽学科演奏表現コース	第一年次	692,000 円
音楽学科音楽文化コース	第一年次	400,000 円
健康生活学部		
食生活健康学科	第一年次	350,000 円
生活デザイン学科	第一年次	330,000 円
子ども学科	第一年次	330,000 円
看護学部		
看護学科	第一年次	350,000 円

2 3年次に編入学した者は、当該相当年次に在学する学生の施設設備費とする。

第 38 条 授業料、施設設備費の他、実験・実習費等の必要な経費については、別に徴収する。

第 39 条 退学するときは、その期の学費を全額納入しなければならない。

第 40 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料として半期 100,000 円を納入しなければならない。ただし休学した日が月の初日であればその月から、そうでない場合は休学した月の翌月から復学した月の前日までの在籍料の月割りを納入しなければならない。

第 40 条の 2 卒業延期になった学生ならびに健康生活学部食生活健康学科及び看護学部看護学科学生で履修規程第 16 条の定めによる進級の制限により原年次に留まる場合は在籍延長料として半期一律 100,000 円を納入しなければならない。

第 41 条 いったん納入した学費は、過誤による場合を除いて、一切返還しない。

2 学費は、社会情勢によって、在学の途中でも変更することがある。

第 42 条 学費支弁の困難な者に対しては、家庭の実情と学業成績とを勘案し、奨学金を給付又は貸与することがある。

第 42 条の 2 経済的な理由により指定された期日までに授業料等を納入できない場合は、延納願を提出することにより定期試験日の前を限度に納期を延長することができる。

第 11 章 教職員組織

第 43 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

第 44 条 学長は、本学を統督し、これを代表する。

2 学長は、教授を兼ねることができる。

第 45 条 各学科の主要科目は、専任の教授又は准教授が担当する。ただし、一時専任講師・助教又は兼任者がこれを担当することがある。

- (1) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (2) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (4) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (5) 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (6) 事務職員、その他の職員は、学長の命を受けて、それぞれの職務に従事する。

第 12 章 教授会

第 46 条 本学に重要な事項を審議するため、全学教授会、学部教授会を置く。

2 全学教授会は、学長及び専任の教授、准教授及び講師でこれを構成する。

3 学部教授会は、所属する学部の専任の教授、准教授、講師及び助教でこれを構成する。

第 47 条 全学教授会は、次に定める事項について、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (5) その他教育研究に関する重要事項

第 47 条の 1 の 2 全学教授会は、次の事項を審議し、学長が決定する。

- (1) 学則又は大学規程の改正
- (2) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (3) 学生の編入学に関する事項
- (4) 学生部長その他別に定める役職等の推薦
- (5) その他本学の運営に関し、特に全学的審議を必要と認める事項

第 47 条の 2 学部教授会は、それぞれの学部に関する次の事項を審議し、学長が決定する。

- (1) 教員候補者の選考並びに教員の昇任等に関する事項
- (2) 研究及び教授に関する事項
- (3) 学則又は大学規程のうち、当該学部に関する部分の改正の立案
- (4) 当該学部に関する諸規則の制定並びに改廃
- (5) 試験に関する事項
- (6) 学生の休学、退学、転学、復学、除籍、転学部・転学科並びに卒業に関する事項
- (7) 科目等履修生、留学生に関する事項

(8) 学部長その他別に定める役職等の推薦又は承認

(9) その他学部の運営に関する重要な事項

第48条 全学教授会は学長が、学部教授会は学部長が招集し、その議長となる。ただし、学長、学部長事故あるときは、学長、学部長は代理者を指名して議長の任に当たらせる。

第49条 教授会に関し、本章に定めない事項については、別にこれを定める。

第13章 図書館、学術研究所、各センター、研究室及び公開講座

第50条 本学に図書館等を設け、本学教職員及び学生の研究に資する。

2 図書館、学術研究所及び各センターに関する規程は、別にこれを定める。

第51条 教授、准教授、専任講師及び助教の学術研究に便宜を与えるために研究室を設ける。

第52条 本学は、一般市民の文化並びに知識向上のため公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

第14章 研究生、科目等履修生、履修証明プログラム及び外国人留学生

第53条 本学において特定の専門事項について研究することを希望する者に対しては、学長は、本学の教育に支障のない限り、教授会の議を経て研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学できる者は、学士又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

第54条 本学の学生以外の者で、本学学部の一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、学長は教授会の議を経て科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

3 科目等履修生及び履修証明プログラムに関する規程は、別にこれを定める。

第55条 外国人で本学に入学を志願する者は、当該外国公館の証明を有し、かつ、本学での履修にたえる見込みのある者に限り、学長が教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第15章 長期履修学生

第56条 第3条の第1項及び第2項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修し卒業することを希望する者があるときは、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第16章 学寮及び保健室

第57条 本学に学寮を設ける。

2 学寮に関する規程は、別にこれを定める。

第58条 本学に保健室を設ける。

2 保健室に関する規程は、別にこれを定める。

第17章 賞罰

第59条 学生の本分を全うし、学力、人物共に優秀で、他の模範となる学生に対して学長は、これを表彰することがある。

第60条 本学の学則並びに諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者はその軽重に従って、学長が教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は謹慎、譴責、停学及び退学とする。

第 61 条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。

- (1) 学業成績が不良で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 出席が常でない者、又は正当な理由がなくて引き続き 1 か月以上欠席した者
- (3) 本学の方針に違反し、学生の本分に反する行為があると認められた者

附 則 1

- 1 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 2

- 1 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 2 年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 入学検定料については、昭和 57 年度入学生から適用する。

附 則 3

- 1 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 2 年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。

附 則 4

- 1 この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 2 年次及び第 4 年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 入学検定料については、昭和 59 年度入学生から適用する。

附 則 5

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 4 年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 この学則を施行する際、現に第 2 年次に在学する学生は第 36 条、第 37 条に限りなお従前の学則による。

附 則 6

- 1 この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 4 年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 この学則を施行する際、現に第 2 年次に在学する学生は第 36 条、第 37 条に限りなお従前の学則による。

附 則 7

- 1 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 4 年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 この学則を施行する際、現に第 2 年次に在学する学生は第 36 条、第 37 条に限りなお従前の学則による。

附 則 8

- 1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 4 年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 この学則を施行する際、現に第 2 年次に在学する学生は第 36 条、第 37 条に限りなお従前の学則による。

附 則 9

- 1 この学則は、1989 年（平成元年）4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 4 年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 第 9 条英文学科専門教育科目のうち「アメリカ研究演習」については、1988 年度入学生から適用する。
- 4 この学則を施行する際、現に第 2 年次に在学する学生は第 36 条、第 37 条に限りなお従前の学則による。

附 則 10

- 1 この学則は、1990年（平成2年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 入学検定料（第34条）については、1990年度（平成2年度）入学志願者から適用する。
- 4 この学則を施行する際、現に第2年次に在学する学生は第36条、第37条に限りなお従前の学則による。

附 則 11

- 1 この学則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 この学則を施行する際、現に第2年次に在学する学生は第36条、第37条に限りなお従前の学則による。
- 4 第4条の規定に係わらず1991年度（平成3年度）から1999年度（平成11年度）までは次のとおりとする。

文 学 部	入学定員	
英 文 学 科	80名	
日 本 文 学 科	80名	計 160名

附 則 12

- 1 この学則は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 第9条一般教育科目（社会分野）のうち「国際経済事情」は1989年度入学生から適用する。
- 4 第9条文学部英文学科専門教育科目のうち「コミュニケーションⅡ」は1989年度入学生から、「コミュニケーションⅠ」は1990年度入学生から、「リーディングコース」は1991年度入学生から適用する。
- 5 この学則を施行する際、現に第2年次に在学する学生は第36条、第37条に限りなお従前の学則による。

附 則 13

- 1 この学則は、1993年（平成5年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 第9条一般教育科目（社会分野）のうち、「異文化理解演習」は1992年度入学生から適用する。

附 則 14

- 1 この学則は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、1993年度以前の入学生についてはなお従前の学則による。ただし、第9条日本文学科専門教育科目、第12条第4号文学部専門教育科目(2)及び第13条の2の規定は、1991年度入学生から適用する。

附 則 15

- 1 この学則は、1995年（平成7年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、第35条、第36条及び第37条の規定については、1995年度（平成7年度）入学生から適用する。

附 則 16

- 1 この学則は、1996年（平成8年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、3年次編入学関連の第3条第2項、第4条、第17条、第24条、第36条第2項、第37条第2項及び第47条の変更については、1996年度（平成8年度）入学の3年次編入学生より施行する。
- 3 第4条の規定に係わらず1996年度（平成8年度）から1999年度（平成11年度）までは次のとおりとする。

文 学 部	入学定員
-------	------

英文学科	140名	
日本文学科	130名	計 270名

附 則 17

- 1 この学則は、1997年（平成9年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、司書教諭関連の第8条(8)、第9条（司書教諭に関する科目）及び第13条の4については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 18

- 1 この学則は、1998年（平成10年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第8条(6)及び第13条の2については、1996年度（平成8年度）入学生から適用する。

附 則 19

- 1 この学則は、1999年（平成11年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、博物館学芸員課程関連の第8条(10)、第9条（博物館学芸員課程に関する科目）及び第13条の6については第2年次に在学する学生にも適用する。

附 則 20

- 1 この学則は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 21

- 1 この学則は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、図書館司書課程関連の第8条(11)、第9条（図書館司書課程に関する科目）及び第13条の7については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 22

- 1 この学則は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 23

- 1 この学則は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 24

- 1 この学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。
- 3 第40条および第42条については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 25

- 1 この学則は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第13条の10の規程は、2004年度入学生から適用する。

附 則 26

- 1 この学則は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 27

- 1 この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第13条の13の規程は、2005年度入学生から適用する。

附 則 28

- 1 この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 29

- 1 この学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第40条の2の規定は、2009年（平成21年）3月31日現在在籍する学生から適用する。

附 則 30

- 1 この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第40条の2の規定は、2010年（平成22年）3月31日現在在籍する学生から適用する。

附 則 31

- 1 この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 32

- 1 この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、転学部・転学科関連の第33条の2の規定、学費関連の第40条、第40条の2、第42条の2の規定は、2012年（平成24年）3月31日現在在籍する学生から適用する。

附 則 33

- 1 この学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、入学金関連の第35条については、2013年度（平成25年度）入学生から適用する。

附 則 34

- 1 この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 35

- 1 この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし第47条、第47条の1の2、第47条の2、第55条については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 36

- 1 この学則は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第10条については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 37

- 1 この学則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 38

- 1 この学則は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第8条第8号、第13条の16については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 39

- 1 この学則は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第11条および第37条については、第2学年次以上に在学する学生にも適用する。